

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)
利用契約及び重要事項説明書

医療法人 石和温泉病院

_____ 様（以下、「利用者」という）と医療法人石和温泉病院（以下、「事業者」という）は介護保険法に基づき、事業者が利用者に対して行う通所リハビリテーション、または介護予防通所リハビリテーションに対して次の通り、契約を締結するものとします。

第1条（契約の目的）

1 事業者は介護保険法等の関係法令に従い、要介護および要支援と認定された利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションのサービスの提供を行うものとします。

2 利用者及び利用者に対する責任を負う者（以下「代理人」という）は、事業者からサービスの提供を受けた時は、事業者に対し、利用者負担金（以下、利用料金という）を支払うものとします。

第2条（適用期間）

1 本契約は利用者、または代理人が石和温泉病院（介護予防）通所リハビリテーション利用同意を事業所と行った日（令和_____年_____月_____日）から効力が生じることとなります。ただし、代理人に変更があった場合には新たに契約締結を行うこととします。

2 利用者、または代理人が本契約書を事業所へ提出することにより適用期間は自動更新されるものとします。

第3条（利用者からの利用解除）

利用者および代理人は事業所に対して、利用中止の意思表示をすることにより利用者の居宅サービス計画書、もしくは介護予防サービス・支援計画表（以下、併せて「居宅サービス計画書」という）に関わらず、本契約に基づく事業所の利用を解除・終了することができます。なお、この場合には利用者および代理人は速やかに事業者および利用者の居宅サービス計画書作成者にその旨を連絡するものとします。

第4条（事業者からの利用解除）

事業者は利用者および代理人に対して次に掲げる事項に該当した場合には、本契約に基づいて事業所の利用を解除・終了することができます。

- ①利用者の要介護（要支援）区分が“自立”と認定された場合
- ②利用者および代理人等が本契約に定める利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにも関わらず、1ヶ月以内に支払われない場合
- ③利用者、または代理人等が事業所および職員、他利用者等に対して利用継続が困難と判断できる程度の著しい背信行為や反社会的行為を行った場合
- ④天災等により施設、または設備の故障、その他やむを得ない理由により利用することができない場合
- ⑤利用者が介護保険施設に入所した場合

第5条（居宅サービス計画変更の援助および関係機関との連携）

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに担当介護支援専門員へ連絡する等の必要な援助を行います。また、必要に応じて関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第6条（サービス提供の記録）

1 事業者は、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記録することとし、これを利用終了後2年間保管するものとします。

2 事業者は、前項の記録を利用者の求めに応じて閲覧、または実費負担によりその複写紙を交付するものとします。

第7条（利用者料金および支払い方法）

利用者および代理人は、連帯して本契約に基づく事業所が提供するサービスの対価として別紙利用料金表を基に計算された月毎の合計額等を支払う義務が生じます。なお、支払い方法については、重要事項説明書に記載する通りとなります。

第8条（秘密保持および個人情報の保護）

1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者および代理人等に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中および契約終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。

2 事業者は、「個人情報保護に関する説明書」において利用者および代理人等の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供をすることができるものとします。

第9条（緊急時の対応）

1 事業所は利用者に対し、医師の医学的判断により専門的な診察が必要と認められる場合、利用者および代理人等が指定する者に連絡してかかりつけ医、または協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、事業所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者および代理人等が指定する者に対して連絡を行います。

第10条（事故発生時の対応）

1 サービス提供時等に事故が発生した場合、事業所は利用者に対して必要な処置を講じます。

2 事業所医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断された場合、協力医療機関、または他の専門的医療機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、事業所は利用者、または代理人等が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡を行います。

第11条（要望、または苦情等の申し出）

1 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに苦情の申し立て、または相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。

2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをしてはならないものとします。

第12条（賠償責任）

1 通所リハビリテーションの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害（生命・身体・財産）を被った場合、当事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとなりますが、事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次に掲げる事項に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。なお、当事業所では以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
加入保険名	介護保険法&障害者総合支援法&社会福祉法の指定事業者向け損害賠償責任保険『ウォームハート』

※事業所が損害賠償責任を負わない場合

①利用者、または代理人等が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合

②利用者、または代理人等がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合

③利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由が起因して損害が発生した場合

④利用者等が事業者、もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為が起因して損害が発生した場合

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者および代理人等は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条（利用契約に定めのない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法その他諸法令に定めるところにより利用者、または代理人等と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

「指定（介護予防）通所リハビリテーション事業」

1 事業所の概要

事業所名	医療法人 石和温泉病院 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所
所在地 連絡先	〒406-0023 山梨県笛吹市石和町八田330 - 5 電話：055-261-5125 FAX：055-263-2118
事業所指定番号	1911810016号
サービス提供地域	笛吹市、甲府市（酒折、国玉町、蓬沢町、西高橋町より東部地域） 山梨市（旧山梨市） ※その他の地域に関しては別途、相談に応じる

2 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	石和温泉病院院長 天野 達也 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う	
医師	診療・検査等を基に他の従業者と共同して計画を作成する	1名
管理者代行者 （又は事業責任者）	介護保険等関係法令に基づく通所リハビリテーション業務等	1名
理学・作業療法士		2名以上
看護師・介護福祉士他		6名以上
事務職員	介護保険等関係法令に基づく介護給付費等の請求事務等	必要数

3 営業時間（サービス提供時間）および休業日

営業日：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時

（サービス提供時間 午前9時～午後4時を基本とする）

休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月30日～翌1月3日）

4 サービス提供の主な内容等

- ①通所リハビリテーション計画の立案
- ②入浴（普通浴・器械浴）介助の提供
- ③食事
- ④医学的管理・看護
- ⑤個別リハビリテーション、集団リハビリテーション、レクリエーション
- ⑥日常生活全般にわたる介護（相談援助、指導他）の提供
- ⑦理美容サービス
- ⑧居宅と事業所間の送迎サービスの提供

※これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5 利用料金等

①利用料金

要介護（要支援）認定区分により利用料金は異なります。また、利用時間や利用形態により「（介護予防）リハビリテーションマネジメント加算」、「短期集中個別リハビリテーション実施加算」、「入浴介助加算」、「運動器機能向上加算」等の加算が生じます。なお、その他の費用として食費等の実費負担が生じることがございます。詳細は『石和温泉病院（介護予防）通所リハビリテーション料金表』をご参照下さい。

※介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者負担の割合となります。

②利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算した「請求書」を翌月10日以降にお渡しします。

利用者は、下記のいずれかの方法で26日（休日、祝祭日の場合は翌日）までにお支払い下さい。

お支払い方法につきましては下記の通りとなります。なお、領収書につきましては利用料金の受領を確認した後、発行させていただきます。

- 1) 利用者、または家族より指定を受けた銀行等からの口座振替（自動引き落とし）
- 2) 現金でのお支払い（お支払いは送迎の際等に職員へお渡し下さい）
- 3) 下記指定口座への振り込み

振り込みをご希望される場合には、下記の口座への手続きをお願いいたします。

山梨中央銀行 石和支店 普通預金

No. 26962（医）石和温泉病院 理事長天野 とき

6 サービス利用に当たっての留意事項

- ①施設内の設備や器具は、専門職の指示に従って、ご利用をお願いします。
- ②契約後、他のサービスの追加や変更が望ましいと判断した場合には、ご提案します。漫然とした通所リハビリのご利用ではなく、「卒業」を目的とした利用の提案をしていきます。
- ③リハビリ施設となりますので、個別や集団のリハビリには積極的な参加をお願いします。
- ④携帯電話の使用につきましては、極力控えて頂きますようお願いいたします。必要時はスタッフへお声掛けください。
- ⑤ご利用中にご利用者様同士の金品・贈答品の交換はトラブルの元になる可能性がありますのでお控えください。
- ⑥職員への金品・贈答品の授受等一切できませんのでお控えください。
- ⑦悪天候時（大雨・降雪・台風等）は、利用者の安全の確保の為、営業を中止することがあります。その場合は事前に電話でご連絡致します。また、状況に応じて送迎時間に変更になることがありますので、緊急時の対応をご家族でご相談をお願いします。
- ⑧緊急時等、ご家族へ連絡が取れない場合があり、事業所の対応に苦慮することが多くなっています。必ず連絡は取れるようお願い致します。
- ⑨貴重品は、紛失するなどトラブルになる恐れがあります。お持ちにならないようお願い致します。
- ⑩感染症と思われる症状（発熱・下痢・嘔吐・咳等）がある場合や体調が思わしくない場合は、公衆衛生上、蔓延致しますのでご利用を控えて頂きますよう、お願い致します。サービス利用中に疑わしい症状が見られた場合には、速やかにご家族にご連絡いたしますので、対応をお願いします。
- ⑪介護度の変更や法律の改正等により、契約時の料金がその都度変更になりますことを予めご了承ください。
- ⑫内服薬・外用薬・点眼薬の管理は、ご本人が管理して頂くことを基本としていますが、ご本人が管理できない場合は対応致しますので、申し付け下さい。
- ⑬職員の教育や業務の改善のため、録音や録画をさせて頂く場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。学会や施設内での研修に画像を使用する場合は、別途承諾書を頂きます。
- ⑭3か月以上の欠席の場合、契約を終了させていただく場合がありますことを予めご了承ください。

- ⑮集団での生活になりますので、他の利用者様の迷惑になるような行動は控えて頂きます。また、個別の要望に対してはお答え出来かねる場合があります。
- ⑯職員に対して暴言・暴力があった場合はご利用を中止若しくは契約を解除させていただきます。
- ⑰重要事項説明書及び契約書の内容を熟読し、十分にご理解されたうえで契約されますようお願い致します。基本的に、ご家族様にもご契約書と重要事項説明書の立会人のサインを頂いております。また、判断能力の乏しい方についてはご家族や成年後見人の立ち合いをお願い致します。

8 確認事項

①サービスの利用時間の判断について

- 1) 利用当日までに連絡がなく、ご利用者都合により遅刻等される場合には、送迎減算並びにサービス提供時間は減算致しません。
- 2) 事前に連絡を頂き、遅刻・早退、あるいは急変時における早退等される場合は、サービスの利用時間分を請求させていただきます。
- 3) 当日朝8時までにご連絡がなく、お迎えに上がった際にキャンセルが発覚した際は、お食事代を徴収致します。

②サービスの振り替えについて

- 1) 振り替えのご利用は承りますが早めにご相談ください。（送迎の都合によりお断りさせていただく場合があります。

③送迎に関する事項

- 1) 事前にお迎え時間をお知らせ致しますので、準備がすべてできた状態で玄関にて待機をお願い致します。
- 2) 交通事情や他利用者事情によりお迎えの時間がずれる場合があります。15分以上遅れる場合は、連絡いたします。
- 3) 緊急時や短時間利用、その他状況によりドライバー1名での送迎になりますので、ご了承ください。

7 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口にご連絡をお願いいたします。

当事業所に関する相談・苦情

石和温泉病院 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所

担当：管理者代行者、又は事業責任者

電話：055-261-5125（受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）

※公的機関においても相談や苦情に関する申し出を行うことができます。

山梨県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理担当

〒400-8587 甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館 4F

電話：055-233-9201（受付時間：毎週水曜日 午前9時～午後4時）

笛吹市 保健福祉部 介護保険課

〒406-0031 笛吹市石和町市部800 保健福祉館（石和保健福祉センター）内

電話：055-261-1903 FAX：055-262-1318

甲府市 福祉保健部 福祉支援室 介護保険課

〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1

電話：055-237-5519 FAX：055-236-0118

山梨市 介護保険課

〒405-8501 山梨市小原西843

電話：0553-22-1111 FAX：0553-23-0294

※上記以外の市町村から利用されている場合には、各市町村介護保険担当の相談窓口を活用下さい。

利用同意書

石和温泉病院（介護予防）通所リハビリテーションとの契約を締結するに当たり、担当者による説明（重要事項説明書を含む）を受け、これらを十分に理解したうえで契約いたします。

令和 年 月 日

事業者

所在地 笛吹市石和町八田330-5

名称 石和温泉病院 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所

説明者 氏名 _____ 印

利用者 住所

氏名 _____ 印

【上記代理人（代理人を選任した場合）】

代理人 住所

氏名 _____ 印

【第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	

(事業者) 所在地 笛吹市石和町八田330-5
事業者名 医療法人 石和温泉病院
代表者名 理事長 天野 とき